

発行所

株式会社 FPシミュレーション

大阪市中央区平野町3-1-10 Tel:06-209-7678

編集発行人：税理士 三輪 厚二 Fax:06-209-8145

売上が3千万円をわずかに超えるときの消費税

Q：当社は毎期3千万円以下の売上げのため、消費税の申告はしていませんでしたが、今期は3千万円をわずかに上回りました。

どのくらい消費税を納めなければならないのか心配です。

A：消費税では、基準期間（前々事業年度）の課税売上が3千万円以下の事業者は、課税業者としての選択を自らした場合を除いて、免税事業者となり、消費税の納税が免除されます。

逆に言うと、3千万円を超えれば課税事業者になるわけですが、課税事業者になっても急激に税負担が増大しないように、「限界控除税額」という規定で、フルに課税されないようになっています。

売上高が3千万円から5千万円の間的事業者に対して適用され、この規定を適用すると納める税額は次のとおりになります。

$$\begin{aligned} & (\text{この規定適用前の税額}) \times \frac{\text{課税売上高} - 3,000\text{万円}}{2,000\text{万円}} \\ & = \text{納める税額} \end{aligned}$$

ご質問の場合、今期の売上げが3千万円を超えたということですので、来々期において消費税の申告をしなければなりません。

しかし、来々期の課税売上げが3千万円以下であれば、納める消費税は生じませんし、3千万円を超えても5千万円までの間であれば限界控除により負担は少なくすむでしょう。

